

「レアアース管理条例（意見募集稿）」に対する意見を公募する

法に基づいてレアアースの採掘、製錬分離などの生産経営秩序を規範化し、レアアース資源を秩序よく開発利用し、レアアース産業の質の高い発展を推進するため、工業情報化部は「レアアース管理条例（意見募集稿）」を起草し、現在社会に意見を公開募集する。2021年2月15日までに意見を受け付ける。

連絡先：工業情報化部産業政策法規司

ファックス：010-68205756

メールアドレス：law@miit.gov.cn

宛先：北京市西城区西長安街13号工業情報化部産業政策法規司

（郵便番号：100804）、封筒に「行政法規意見募集」と記載のこと。

附属文書：

1. 「レアアース管理条例（意見募集稿）」
2. 「レアアース管理条例（意見募集稿）」についての説明

工業情報化部
2021年1月15日

(仮訳)

レアアース管理条例 (意見募集稿)

第1条【立法目的】

レアアース産業の管理を規範化、レアアース資源の合理的開発利用を保障し、レアアース産業の持続的健全な発展を促進、生態環境や資源安全を保護するため、本条例を制定する。

第2条【適用範囲】

中華人民共和国国内でレアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、総合利用、製品流通などの活動に従事する場合は、本条例を適用する。

第3条【管理体制】

国務院はレアアース管理調整メカニズムを確立し、レアアース管理の重大な政策を研究・決定し、レアアース管理の重大な問題を調整、解決する。

県級以上の人民政府工業情報化主管部門はレアアース産業の管理活動を担当し、発展改革、公安、財政、自然資源、生態環境、商務、緊急管理、国資、税関、税務、市場監督管理などの部門はそれぞれの職責範囲内でレアアース管理の関連活動を担当する。

第4条【計画制定】

国務院工業情報化主管部門は国務院関連部門と共同でレアアース産業発展計画を編制し、レアアース産業の持続的健全な発展を規範化、けん引、促進する。

第5条【技術進歩】

国はレアアース採鉱採掘、製錬分離、金属製錬、総合利用などの分野での科学技術革新、人材育成を支援し、レアアース新製品、新材料、新技術の研究開発と産業化を支持する。

第6条【採掘管理】

レアアース採掘に従事するには、鉱物資源管理の関連法律、行政法規の規定に基づいて行うべきである。

第7条【プロジェクト承認】

レアアース採掘プロジェクトまたはレアアース製錬分離プロジェクトの投資建設は、「企業投資プロジェクトの承認と記録管理条例」の規定に基づいて承認手続きを行うべきである。承認を得なかった場合、いかなる機関または個人がレアアース採掘、レアアース製錬分離プロジェクトの投資建設をしてはいけない。

プロジェクト承認部門は承認したレアアース採掘、レアアース製錬分離の投資プロジェクトリストを国務院工業情報化主管部門に報告し、国務院工業情報化主管部門は定期的に社会に公表する。

第 8 条【総量指標管理】

国はレアアース採掘、レアアース製錬分離に対して総量指標管理を実施する。国務院工業情報化主管部門は国務院発展改革、自然資源などの部門と共同で、レアアース産業発展計画、鉱物資源計画、国家産業政策に基づき、環境負荷能力、資源潜在力、市場需要、採掘・製錬分離技術水準などの要素を総合的に考慮し、レアアース採掘総量指標とレアアース製錬分離総量指標を研究・作成し、国務院の承認を得てから社会に公表する。

自然資源と生態環境を保護するため、国は必要な措置を取ってレアアースの採掘、レアアースの製錬分離を制限または停止することができる。

第 9 条【指標使用方案】

国務院工業情報化、自然資源主管部門は国務院が承認した総量指標に基づき、以下の関連要素を総合的に考慮し、総量指標使用方案を確定する。

- ①国家区域経済政策、レアアース産業配置の要求
- ②企業生産能力、生産経営状況
- ③前年度総量指標実行状況
- ④原材料転換効率、安全生産、グリーン環境保護、知能化製造などの状況

第 10 条【企業実施】

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業は、国務院工業情報化、自然資源主管部門が確定した総量指標使用方案に基づき、レアアース採掘またはレアアース製錬分離を実施すべきである。

レアアース製錬分離企業は、総量指標以外に輸入レアアース製品を利用して製錬分離を行うことができる。具体的な管理方法は国務院工業情報化主管部門が制定する。

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業は毎年、生産進行中のレアアース鉱山とレアアース製錬分離生産拠点のリストを社会に公示すべきである。

第 11 条【禁止規定】

いかなる機関または個人が違法採掘、違法製錬分離したレアアース製品を買収、販売してはならない。

第 12 条【総合利用】

環境にやさしい技術を利用してレアアースを含有する二次資源のリサイクルを奨励、支持する。総合利用企業はレアアースを含有する二次資源以外のレアアース製品を原料として製錬分離生産活動に従事してはならない。

第 13 条【環境保護管理】

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業、レアアース金属製錬企業、レアアース総合利用企業は環境保護、クリーン生産に関する法律法規を遵守し、国家の規定に基づいて生態環境回復

管理の義務を履行すべきである。

第 14 条【製品遡及】（トレサビリティ）

国務院工業情報化主管部門が国務院自然資源、税関、税務などの部門と共同でレアアース製品の遡及情報システムを構築する。

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業、レアアース金属製錬企業は生産、販売データ及びその包装、インボイス情報を遡及情報システムに登録すべきである。

レアアース製品の包装は関連の強制的国家標準を満たし、レアアース製品の出所企業を明記すべきである。

第 15 条【輸出入管理】

レアアース製品の輸出入企業は対外貿易、輸出管理等の法規を遵守しなければならない。

第 16 条【備蓄管理】

国はレアアース資源地とレアアース製品の戦略備蓄を実施する。

レアアース戦略備蓄資源地は国務院自然資源部門が認定、実施する。国家戦略備蓄として採択された資源地は所在地の県級以上の地方人民政府が監督管理と保護を担当し、国務院自然資源部門の承認なしに採掘してはならない。

レアアース製品戦略備蓄は、政府備蓄と企業備蓄が結合した備蓄メカニズムを実施する。レアアース製品戦略備蓄計画は国務院発展改革・財政部門と国務院工業情報化主管部門が共同で提出し、国家戦略物資備蓄計画に組み入れ、実施・監督・検査をする。備蓄対象になったレアアース製品はレアアース製錬分離総量指標に含まれるべきで、承認なしに使用してはならない。

第 17 条【検査制度】

県級以上の人民政府工業情報化主管部門は公安、自然資源、生態環境、商務、税関、市場監督、税務、緊急管理などの部門と共同でレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、総合利用などの企業への監督管理を強化し、無作為抽出を主とする日常的な監督管理制度を確立し、抽出事項のリストを公表し、無作為に検査人員を派遣し、検査対象企業を無作為に抽出する。抽出状況と調査結果を直ちに社会に公表すべきである。

第 18 条【行政強制措置】

県級以上の地方人民政府工業情報化主管部門は監督検査の過程で違法行為の疑いを発見した場合、以下の強制措置を講じることができる。

- ①関連レアアース製品と設備を押収する。
- ②レアアース製品の生産場所や販売場所を閉鎖する。

第 19 条【信用メカニズム】

レアアース採掘、レアアース製錬分離、レアアース金属製錬、レアアース総合利用などの企業が

本条例の規定に違反して行政処罰を受けた場合、県級以上の地方人民政府の関連部門は処罰情報を信用記録に記載し、全国信用信息共有システムに登録しなければならない。

第 20 条【無指標・超指標採掘、分離】

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業が総量指標使用方案に違反してレアアースの採掘、レアアースの製錬分離または違法採掘したレアアースの製品加工に従事する場合、自然資源、工業情報化主管部門は職責分担に基づいて違法行為の中止を命じ、レアアース製品と違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、10 万元(1 元は約 16 円)以上 100 万元以下の罰金を科す。事情が深刻な場合、市場監督管理部門の法に基づく営業許可証の取り消し手続き完了を待たず、即時、生産停止を命じる。

第 21 条【不法製錬分離】

レアアース総合利用企業がレアアースを含有する二次資源以外のレアアース製品を原料として精錬分離生産活動に従事する場合、工業情報化主管部門は違法行為の停止を命じ、レアアース製品と違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。事情が深刻な場合、市場監督管理部門の法に基づく営業許可証の取り消し手続き完了を待たず、即時、生産停止を命じる。

第 22 条【不法販売】

本条例の規定に違反し、不法採掘、不法製錬分離したレアアース製品を買収、販売した場合、工業情報化主管部門と関連部門が共同でレアアース製品と違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。

第 23 条【製品遡及違反】

レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業、レアアース金属製錬企業がレアアース製品遡及情報システムにおいてデータ情報を偽造した場合、関連管理部門が是正を命じ、50 万元以下の罰金を科すことができる。

第 24 条【備蓄の無断使用】

レアアース製品戦略備蓄を承認なしに無断で使用した場合、国务院発展改革部門が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。直接責任を負った主管役員やその他の責任者を法に基づいて処分する。

第 25 条【職務上の過失・背任】

レアアース管理を担当する部門とその他の関連部門の職員は、監督管理業務において職権を濫用し、職務怠慢、私情に偏る場合には、法に基づいて処分を与える。

第 26 条【監督検査妨害】

本条例の規定に違反し、関連資料の提供を拒否、虚偽の資料を提供、監督検査を妨害、証拠を隠匿、隠滅、移転した場合は、監督検査部門が是正を命じ、警告を与えるとともに、20 万元以下の罰金を科することができる。

第 27 条【治安と刑事処罰】

本条例の規定に違反し、治安管理違反行為になった場合、公安機関が法に基づいて処罰を与える。犯罪になった場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第 28 条【用語定義】

本条例の次の用語の定義：

レアアースとは、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユウロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジプロシウム、ホルミウム、ルビウム、ツリウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムなど 17 種類の元素の総称である。

レアアース採掘とは、レアアース類の鉱物品を得ることを直接目的として、岩を掘る、爆破する、採集、掘削などの生産過程である。

レアアースの製錬分離とは、レアアース類の鉱物品が製錬分離された後に生成される各種の単一または混合レアアース酸化物、塩類およびその他の化合物の生成過程である。

レアアース金属製錬とは、1 種類または複数のレアアース酸化物を原料として、溶塩電解法、金属熱還元法またはその他の方法を用いて金属を生産する過程である。

レアアース製品は、レアアース類の鉱物品、単一レアアース化合物、混合レアアース化合物、単一レアアース金属、混合レアアース金属などが含まれる。

第 29 条【発効期間】

本条例 年 月 日から施行する。

(仮訳)

「レアアース管理条例（意見募集稿）」についての説明

レアアースの採掘、製錬分離などの生産経営秩序を法に基づいて規範化し、レアアース資源を秩序よく開発利用し、レアアース産業の質の高い発展を推進するため、工業情報化部は「レアアース管理条例(意見募集稿)」(以下「条例」という)を起草した。ここで以下の通りに説明する。

1. 立法の必要性

第一に、国の利益と産業の安全を確実に守る必要がある。レアアースは重要な戦略資源であり、再生不可能な資源でもある。我が国はレアアース資源大国であり、レアアースの生産及びレアアースの利用分野において非常に重要な地位を有しており、「条例」の制定を加速し、レアアース管理に関する各種制度を法律上から明確にすることは、我が国の国家利益と戦略資源産業の安全を守ることにより有利である。

第二に、法に基づいてレアアース生産経営秩序を規範化する必要がある。現実に存在する指示に従わず採掘、破壊的採掘、無計画・超計画生産、レアアース製品の違法売買、環境の破壊、生産経営秩序の乱れなどの問題に対し、レアアースの全産業チェーンをカバーする総合的法規を制定し、業界管理を強化し、法律に基づいて違法行為を取り締まる必要がある。

第三に、レアアース管理体制を完備する必要がある。レアアース産業は採掘、製錬分離、備蓄、製品の流通、二次利用、輸出入など多くのプロセスをカバーしている。工業情報化、自然資源、発展改革、ビジネス、市場管理監督、税務、税関など多くの部門に関わる。「条例」の制定、法律に基づいて分業を明確にし、密接に連携する管理体制の構築が課題となっている。

2. 立法の全体的方向性

まずは保護を堅持することが優先である。レアアースは伝統的産業の改造、新興産業の発展及び国防科学技術工業の進歩に対してかけがえのない重要な意義を有しており、特別保護を与え、レアアースの採掘と製錬分離に対して行政許可とプロジェクト承認を実施しなければならない。次に、源のガバナンスを堅持すること。レアアースの採掘と製錬分離について、それぞれ総量指標管理制度を確立する。第三に、全産業チェーン管理を堅持すること。レアアース産業チェーンの採掘、製錬分離、金属製錬、総合利用及び販売流通などの各段階を規範化し、レアアース産業が安全発展、グリーン発展、持続可能な発展を実現することを確保する。第四に、制度的接続を重視すること。鉱物資源管理、環境保護、企業投資プロジェクトの承認記録、輸出入管理などの法律法規との接続をしっかりと行う。

3. 「条例」の主要内容

「条例」は全部で 29 条あり、主に以下の内容を規定している。

- ① レアアース管理の役割分担を明確にする。国務院はレアアース管理調整メカニズムを確立し、レアアース管理の重大な政策を研究・決定し、レアアース管理の重大な問題を調整・解決する。県級以上の人民政府工業情報化主管部門はレアアース産業の管理活動を担当し、発展改革、公安、財政、自然資源、生態環境、商務、緊急管理、国資、税関、税務、市場監督管理などの部門はそれぞれの職責範囲内でレアアース管理の関連活動を担当する(第 3 条)。
- ② レアアースの採掘、製錬分離投資プロジェクトの承認制度を明確にする。レアアース採掘プロジェクトまたはレアアース製錬分離プロジェクトの投資建設は、「企業投資プロジェクトの承認と記録管理条例」の規定に基づいて承認手続きを行うべきである(第 7 条)。
- ③ レアアース採掘と製錬分離総量指標管理制度を確立する。第一に、国務院工業情報化主管部門は国務院発展改革、自然資源などの部門と共同でレアアース採掘総量指標とレアアース製錬分離総量指標を研究・作成し、国務院の承認を得てから社会に公表する(第 8 条)。第二に、国務院工業情報化、自然資源部門は国務院が承認した総量指標に基づき、関連要因を総合的に考慮し、総量指標使用方を確定する(第 9 条)。第三に、レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業は国務院工業情報化、自然資源主管部門が確定した総量指標使用方に基づいてレアアースの採掘または製錬分離を行うべきである(第 10 条)。
- ④ レアアース産業の全産業チェーン管理を強化する。第一に、流通の面では、いかなる機関または個人が違法採掘、違法製錬分離したレアアース製品を買収、販売してはならないと規定している(第 11 条)。第二に、综合利用の面では、環境にやさしい技術を利用してレアアースを含有する二次資源のリサイクルを奨励、支持する。综合利用企業がレアアースを含有する二次資源以外のレアアース製品を原料として製錬分離生産活動に従事することを禁止する(第 12 条)。第三に、製品の遡及管理面では、国務院工業情報化主管部門が国務院自然資源、税関、税務などの部門と共同でレアアース製品の遡及情報システムを構築することを規定している。レアアース採掘企業、レアアース製錬分離企業、レアアース金属製錬企業は生産、販売データ及びその包装、インボイス情報を遡及情報システムに登録しなければならない(第 14 条)。第四に、輸出入管理の面では、レアアース製品の輸出入企業は対外貿易、輸出管理などの法律法規を遵守すべきだと規定している(第 15 条)。第五に、国はレアアース資源地とレアアース製品の戦略備蓄を実施する(第 16 条)。
- ⑤ 監督管理を強化する。第一に、日常の監督管理を強化する。県級以上の人民政府工業情報化主管部門は公安、自然資源、生態環境、商務、税関、市場監督、税務、緊急管理などの部門と共同でレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、综合利用などの企業への監督管理を強化し、「2つの無作為、1つの公開」の監督管理方式を実施する(第 17 条)。第二に、監督管理部門に必要な監督管理手段を与える。県級以上の地方人民政府工業情報化主管部門は監督検査の過程で違法行為の疑いを発見した場合、関連レアアース製品と設備を押収し、レアアース製品の生産場所や販売場所を閉鎖する行政強制措置を講じることができると規定している(第 18

条)。

- ⑥ 法的責任を明確にする。総量指標使用方案に違反してレアアースの採掘、製錬分離及びレアアース製品の違法購入、違法販売、レアアース製品の遡及情報管理違反、レアアース備蓄の無断使用、監督検査妨害などの違法行為に対し、相応の法的責任(第 20 条から第 27 条)を規定している。